



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道におけるひとり親世帯を対象とした生活実態調査
Author(s)	鳥山, まどか
Citation	教育福祉研究, 24, 1-4
Issue Date	2020-02-27
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/76890
Type	departmental bulletin paper
File Information	010-0919-6226-24.pdf



北海道におけるひとり親世帯を対象とした生活実態調査

鳥 山 まどか

本誌に掲載している熊谷良介「きょうだい数と子どもの年齢からみるひとり親家庭における子育てと就労—北海道ひとり親家庭生活実態調査をもとに」および江楠「未婚母子世帯の生活と社会関係—北海道ひとり親家庭生活実態調査より」はいずれも、2017年に実施した「北海道ひとり親家庭生活実態調査」の再集計にもとづく論考である¹⁾。同様の調査はこれまでに4回実施されており、そのいずれにも本研究室が調査票の検討や結果の集計分析に携わっている。こうした経過も含め、この調査について解説を加えておきたい。

1. 過去4回の調査

今回の調査（以下、「2017年調査」とする。これ以前の調査についても、それぞれの調査年を用いて表記する）と同様の、北海道におけるひとり親世帯を対象とした生活実態調査は1994年、2003年、2008年、2012年に実施されている。いずれの調査も、調査対象地域は札幌市を除く北海道全域である。

1994年から2012年までの4回の調査は、(財)北海道民生委員児童委員連盟が実施主体となり、本研究室関係者が調査票の検討、集計、報告書執

筆を行った（2017年調査については後述）。それぞれの調査について単純集計結果の報告を基本とした報告書が発行されている（表1）。

各調査の対象世帯数（調査票配布数）と回収率を表2に示す。調査対象世帯数は、国勢調査の世帯数の1割を基本にしている（後述の1994年調査を除く）。ひとり親世帯を対象とした全国調査としては、厚生労働省が実施する「全国ひとり親世帯等調査（旧：全国母子世帯等調査）」があるが、直近の2016（平成28）年度調査の有効回答数は、母子世帯2,060、父子世帯405である。したがって、北海道の調査は厚生労働省による全国調査と同程度の規模（かつては北海道の方が大きな規模）で実施していることとなる。

（1）1994年調査

この調査は北海道民生委員児童委員連盟（以下、「道民児連」とする）の事業として実施された。道民児連が道民児連副会長など8名からなる企画委員会を設置し、本研究室関係者からなる「教育福祉研究会」がそこに協力する形で調査が企画、実施された。

1994年は国連が国際家族年とした年であるが、1994年調査はこれを受ける形で、「単親家庭の労

表1 各調査の報告書

調査年	報告書名	発行年	発行
1994	単親（母子・父子）家庭生活実態調査報告書	1996年3月	(財)北海道民生委員児童委員連盟
2003	ひとり親家庭（父と子・母と子の家庭）の生活と意識に関する調査報告書	2004年3月	(財)北海道民生委員児童委員連盟
2008	ひとり親家庭（父と子・母と子の家庭）の生活と意識に関する調査報告書	2009年3月	(財)北海道民生委員児童委員連盟
2012	ひとり親家庭（父と子・母と子の家庭）の生活と意識に関する調査報告書	2013年3月	(財)北海道民生委員児童委員連盟
2017	2017年北海道ひとり親家庭生活実態調査報告書	2018年3月	北海道大学大学院教育学研究院

表2 各調査の対象世帯数と回収率

		94 年	03 年	08 年	12 年	17 年
対象世帯数	母子世帯	9,098	2,892	3,351	4,383	4,500 ¹⁾
	父子世帯	4,091	449	447	714	
回収世帯数	母子世帯	7,556	2,783	2,884	3,373	2,169 ²⁾ (1,904)
	父子世帯	2,372	374	321	512	
回収率 (%)	母子世帯	83.1	96.2	86.1	77.0	48.2%
	父子世帯	58.0	83.3	71.8	71.7	

注1) 各自治体への調査依頼件数である。

2) 2017 年調査は、回答者による調査票への回答内容で、母子世帯と父子世帯を判別した。カッコ内は、その判別にもとづく母子世帯と父子世帯の有効回答数である。母子世帯と父子世帯の判別ができない有効回答が 33 あった。

働と生活、育児と教育等の現状を明らかにし、単親世帯の抱える福祉課題を解決し、社会的支援のあり方を検討するための基礎資料とすることを目的とした」(報告書 12 ページ)。

対象世帯数は、1990 年の国勢調査にもとづく推計値から、母子世帯はおおむねその 3 分の 1、父子世帯は全世帯とされた。また、全道 9,098 名の民生児童委員が調査員として 1 人 1 世帯を担当することとし、各世帯を訪問して調査票にもとづき聞き取りと記入を行う形がとられた。

前出の表 2 に示した対象世帯数および回収世帯数からも確認できるように、1994 年調査は後の北海道での調査、あるいは厚生労働省による全国調査など類似の調査と比較しても非常に規模が大きなものであった。また、全ての民生児童委員が調査員として世帯への聞き取りを行うなど、道民児連の事業・活動としての位置づけが明確なものでもあったといえる。

(2) 2003 年・2008 年・2012 年調査

2003 年 4 月に改正、施行された「母子及び寡婦福祉法（現在の母子及び父子並びに寡婦福祉法）」では、「都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子家庭等及び寡婦の置かれている環境、母子家庭等及び寡婦に対する福祉の措置の利用に関する母子家庭等及び寡婦の意向その他の母子家庭等及び寡婦の事情を勘案するよう努めなければならない」(第 12 条) とされている。

2003 年調査以降の調査は、北海道の自立促進計

画に関連する基礎資料を得るためという位置づけがなされる。とはいえ、2003 年・2008 年・2012 年調査はいずれも実施主体は道民児連であった。道民児連の事業・活動の一環として各調査が企画・実施され、本研究室関係者からなる「北海道子どもの生活環境研究会」が調査項目の検討および調査結果の集計と報告書執筆等について協力する体制がとられてきた。

2003 年調査以降の対象世帯数は、母子世帯、父子世帯ともに国勢調査の世帯数の 1 割を基本としている。民生児童委員が対象世帯を訪問して調査票を配布し、再度同じ民生委員が訪問して回収する留め置き方式がとられた。

各調査の調査項目は、過去の調査票（ここには 1994 年調査も含まれる）を基本にしながら適宜変更を加える形をとってきたため、比較が可能な項目が複数含まれる。2012 年調査報告書では、これまでの 4 回の調査結果の経年的な変化を確認している（第 5 章「経年変化から見た父子家庭・母子家庭の生活と意識」松本伊智朗執筆）。

2. 2017 年調査について

(1) 実施体制の変更とそれが調査結果に及ぼし得る影響

ひとり親世帯への支援策等に反映させるための基礎資料を得ることを目的とした調査であるという点においては、今回の 2017 年調査も 2012 年調査までと変わらないが、実施体制を大きく変更した。2017 年調査の実施主体は北海道保健福祉部

表3 2017年調査および全国調査における世帯年収

(単位: %)

		100万円未満	～200万円未満	～300万円未満	～400万円未満	400万円以上	無回答
北海道 (2017年)	母子世帯 (1904) ²⁾	11.1	40.5	28.3	9.9	4.6	5.6
	父子世帯 (232)	2.2	16.8	40.5	25.4	12.1	3.0
全国 (2016年度) ¹⁾	母子世帯 (1179)	6.2	17.4	26.2	19.4	30.8	—
	父子世帯 (248)	2.4	7.3	8.9	19.4	62.1	—

注1) 全国調査の結果は「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告書」にもとづく。なお、全国調査は「不詳」を除いて集計しており、「無回答」を含めている2017年調査とは集計方法が異なる。

2) カッコ内の数字は集計世帯数である。

子ども未来推進局子ども子育て支援課(以下、「道」とする)であり、本研究院が道からの委託を受けて実施した。対象世帯の抽出および調査票の配布と回収は道が行い、調査票の検討および調査結果の集計分析と報告書作成を本研究院で行っている。

対象世帯数を国勢調査の世帯数の1割とするという点は、2003年・2008年・2012年調査と同様であるが、これまでの調査では対象世帯を民生児童委員が担当する地域から抽出していたのに対し、2017年調査では児童扶養手当受給世帯から抽出している。国勢調査における母子世帯・父子世帯は末子年齢が20歳未満(2012年調査までの北海道における調査や、全国ひとり親世帯等調査の対象世帯も同様)であるが、児童扶養手当受給世帯を対象とした2017年調査では、原則として末子年齢が18歳以下(児童扶養手当の対象となる児童は、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満)ということになる。

つまり、これまでの北海道での調査や全国調査の調査対象である「ひとり親世帯」からさらに「児童扶養手当を受給しているひとり親世帯」という限定をかけたのが2017年調査だということになる。これは、過去の北海道での調査や全国調査との単純な比較が難しいことを意味する。なお、「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告書」では、同調査の回答世帯に占める児童扶養手当受給世帯の割合は母子世帯73.0%、父子世帯51.5%である。表3は2017年調査と全国ひとり親世帯

等調査(2016年度調査)における世帯年収の回答分布を示したものである。2017年調査は全国調査よりも年収が低い方に回答が分布している。こうした回答分布の違いも、2017年調査が所得制限のある児童扶養手当受給世帯を対象としていることが影響している可能性がある。

(2) 調査の概要

2017年調査の目的、実施体制、調査の対象、配布数および回収率については前述の通りである。

調査方法は以下の通りである。協力市町村において対象世帯の抽出を行い、郵送で対象世帯に調査票を送付した。回答済みの調査票を回答者自身が回収用封筒に封入し、児童扶養手当現況届を提出する際に市町村に調査票を封入した回収用封筒を持参いただき、市町村で回収した。回収した調査票を市町村から道に送付し、道が開封とナンバリングを行った。データ入力および集計と分析を本研究院が行った。調査の時期は2017年8月1日から8月31日、調査時点を2017年7月1日とした。

調査は無記名で実施した。児童扶養手当現況届の提出にあわせて調査票を回収することとしたため、調査依頼文書、調査票表紙および回収用封筒には、市町村職員が回収用封筒を開封することはないこと、調査の回答が児童扶養手当受給に影響することはないことを明記した。とはいえ、回答者にとっては、児童扶養手当現況届を準備する時期とこの調査の時期が重なることによる物理的負担(時間や手間)および心理的負担を大きくする調査方法であったといえる。表2で示した通り、

2017 年調査の回収率は 48.2%と過去の調査から大きく下がっており、こうした調査方法をとったことによる調査回答に対する負担（負担感）や、民生委員が各世帯を訪問する留め置き方式から郵送・持参へと配布・回収方法を変更したことが影響していると考えられる。

調査項目は大きく、①家族の状況、②仕事の状況、③家計の状況、④子育ての状況、⑤ひとり親世帯になった前後の状況、⑥これまでの経験と社会関係、⑦制度利用からなる。詳細は報告書を参照いただきたい。2017 年調査も過去の調査票に変更を加える形で調査票を作成している。したがって、必ずしも「児童扶養手当受給世帯を対象とした調査」として調査票を作成しているわけではない。そのため、この調査は「児童扶養手当を受給している世帯」の生活や子育ての状況を十分に把握するという点では限界がある可能性がある。また、この後に掲載している 2 編の論考が検討しているような、子どもの年齢や人数からみた世帯の生活等の特徴や、未婚（非婚）母子世帯の生活状況や社会関係等を把握するという点でも不

十分な点が多い調査である。したがってこの 2 編の論考は、今後の調査の実施体制や方法、調査内容等の検討に重要な示唆を与えるものでもあるといえる。

注

- 1) この調査の結果の再集計にもとづく論考等としては、他に以下がある。鳥山まどか (2019)「ひとり親世帯の貧困—所得と時間」松本伊智朗・湯澤直美編著『シリーズ子どもの貧困① 生まれ、育つ基盤—子どもの貧困と家族・社会』明石書店、鳥山まどか (2019)「家計の中の教育費」佐々木宏・鳥山まどか編著『シリーズ子どもの貧困③ 教える・学ぶ—教育に何ができるか』明石書店、熊谷良介 (2019)「北海道ひとり親調査から見る、ひとり親家庭における子育て—きょうだい数と子どもの年齢の違いに着目して」(貧困研究会第 11 回研究大会報告)『貧困研究』22。

(北海道大学大学院教育学研究院・准教授)